

IRO 国際救助犬連盟

「IPO-R 2012 用訓練審査員ガイドライン」

(2012年1月1日より有効)

(IRO 国際救助犬試験規定「IPO-R 2012」付録)



当ガイドラインは IRO が誇る救助犬試験規定の付録として機能し、付録として公示される。記されている事項は審査上厳守すること。

「IRO 救助犬試験審査員ガイドライン」は IRO 訓練養成及び訓練審査員担当部門及び IRO 審査員により 2011 年 10 月開催の「IRO 審査員会議」にて協議、作成されたものである。

初版	2012年1月1日
改定日	
IRO 理事会採用容認日	2011年11月26日 (第70回 IRO 理事会会議決議)

省略記号一覧

RH	=	救助犬	RHT	=	救助犬指導手チーム	PL	=	試験監督
PR	=	試験審査員	HF	=	指導手	Hd	=	犬
PO	=	試験規定	Pkt	=	得点	VP	=	仮想遭難者
LU	=	訓練手帳	HZ	=	声符	SZ	=	指符
LRRef	=	IRO 訓練養成及び訓練審査員担当理事						

一般事項

試験審査員は所有犬、又は管理下にある犬の審査をしてはならない。

審査中、審査員は自らの行動や態度で救助犬チームの作業に影響を及ぼしてはならない。

IRO 加盟団体主催試験や競技会に於いて各 A 段階試験に限って試験進行時以外の各使用会場への立入制限を課す否かは行事实行委員会及び試験監督（実行委員長）に委ねられる。

審査中、重複して見受けられる過ち（例：犬による正確でない基本姿勢）を各試験課目の採点に余り反映してはならない。これらミスは公表時に作業の全体印象を発表する際に指摘されるべきであり、全体像を採点、評価する際に反映すべきである。

規定上、使用可能な声符や指符又はこれらの兼用が使用されなかった場合、減点対象としてではない。

犬が 3 声符発声後に課目を実行した場合、該当課目評価は「M-評価」とする。尚、課題実行に至らなかった場合、該当課目評価は 0 点と見なす。「一課目全体」又は課目の部分的な未実行は認められない。この場合、「警告」で罰する。

広域搜索作業時に於いて犬の現在位置を確認可能とする「点滅ダイオード付き首輪」の着用は認められるが、犬の視野を補助する懐中電灯、灯光機等の取付けは禁止されている。識別ハーネスの装着も認められる。

試験会場の事前確認

担当審査員は試験開始前に自らの責任範囲にある全任務を果たす必要がある。特に試験会場設定確認は不可欠であり、必要に応じて行事实行委員長と共に修正を行う必要がある。設定修正が不可能な場合、担当審査員は審査実行の是非に付いて自ら判断する。この場合、IRO 訓練養成担当部門に報告を提出しなければならない。

タイムスケジュール

行事開催前にタイムスケジュールが作成される必要があり、全受験者の作業時間が明白に記載されている必要がある。タイムスケジュール作成に当たり、起用される各試験審査員の日当たりの合計審査時間が 9 時間以内に収まるよう注意する必要がある。更に、同一種目及び段階の全受験救助犬チームが同じ審査員によって審査されなければならない。

タイムスケジュールに則った進行は原則的に厳守される必要がある。尚、タイムスケジュールが行事進行状況の遅れ、「欠場」や「失格言い渡し」によって変動する事は可能とする。

この場合のタイムスケジュール変更は実行委員会及び実行委員長と協議の上、可能とする。

試験審査員が言い渡す「警告」の要因

- 試験審査員指示の無視
- 嗅覚作業中に於ける認められない補助行為実施
- 「服従／熟練」作業中の犬との接触（褒める行為は例外とする）

作業中止

一種目の作業中、中止が言い渡された場合、それまで獲得された点数は維持され、未実行種目がある限り該当指導手チームは次なる種目の出場権を持つ。

「中止」を引き起こす要因は下記の通りである。

- 犬が試験会場から離脱し、指導手が発する3度目の声符の後に指導手の元へ戻らない。
- 受験準備不足
- 明らかな身体的欠陥
- 「第二警告」の言い渡し
- 作業中に餌を与える、作業意欲を増加させる物品使用
- 「第二誤告知」実行

失格

失格が言い渡された場合、該当受験チームの試験は即座に中止される。獲得された全点数は無効と見なされ、訓練手帳には「失格要因」のみ具体的に記入される。この場合、担当審査員はIRO訓練養成担当部門に書面による報告を提出する必要がある。

「失格」を引き起こす要因は下記の通りである。

- 指導手によるスポーツマンシップを無視した行為
- 試験会場及び隣接地に於ける如何なる強制器具の使用
- 受験犬の攻撃的態度
- 仮想遭難者の負傷
- ガンシャイ
- 稟性的欠陥

ガンシャイ 受験犬がガンシャイであるとの疑いが浮上した場合、試験審査員は新たな確認を行う必要がある。この場合、該当犬を試験会場の中央にて紐無し状態で立止させ、

指導手は犬から約 15 歩離れた距離にて待機させた状態で新たに二発発砲、確認する。

「失格の言い渡し」は次なる制裁を引き起こす事がある

「犬による他者に対する攻撃的態度と／又は仮想遭難者負傷」の場合：

- 明白でない負傷 ⇒ IRO 訓練養成部門による警告発令。繰り返し発生した場合、IRO 訓練養成担当理事による IRO 理事会への申請によって「一年間に及ぶ行事出場停止処分」又「一生涯出場停止処分」が適応される。
- 明らかな外傷 ⇒ IRO 訓練担当理事は即座に「出場停止処分」措置用手続きを開始。この場合、IRO 理事会は「一年間に及ぶ IRO 行事出場停止処分」又「一生涯 IRO 出場停止処分」を下す権限を有する。

「出場停止処分」執行に必要な条件

- 該当指導手による意見書入手
- 担当試験審査員、行事实行委員長、負傷者の意見書及び目撃者の書面化された証言
- 停止処分に付いての IRO 理事会決議
- 該当犬データ（犬種、犬名、生年月日、マイクロチップ番号と／又は入れ墨番号）を含む停止処分の公示
 - 1) 書面及び電子メールにて該当指導手、所属団体に通知
 - 2) 事故が発生した IRO 加盟団体及び担当審査員（電子メールによる通知）
 - 3) 次号「IRO 情報」に掲載

告知作業

一般事項

申告時に申告された方法と異なった告知方法を犬が実行した場合（IPO-R 規定が認める告知方法である事が前提）、該当する告知作業の最高評価は「B-評価」である。（例:ブリングセル犬が咆哮実行する等）。尚、IPO-R 規定で定義されていない告知方法が実行され、指導手が告知と断定し、審査員に報告した場合、該当する仮想遭難者に於ける作業の部分評価は「M-評価」とする。

物品の指示方法

明白な物品指示を行っている受験犬の態度は評価の対象としない。

もし、出場犬が発見した物品を持来した場合、指導手は「物品受取地点」又は、「物品啜え

上げ地点」より作業を再開する権利を持つ。

告知方法

受験犬は指導手が歩み寄るまで発見した仮想遭難者発見現場の半径最大 2m 以内に於いて継続的な咆哮を継続する必要がある。この場合、発見現場付近の会場特性を考慮しなければならない。瓦礫搜索作業に於ける受験犬の咆哮と同時にされるスクラッチング行為は認められる。この場合、スクラッチング行為実行中の咆哮中断は減点対象とならない。

ブリングセル告知作業

ブリングセル告知作業中、会場特性による指導手とのコンタクト維持が困難な場合、減点対象とならない。ブリングセル保持中の落ち着きの無い保持や噛み返し行為も減点対象としない。瓦礫搜索に於いて犬に誘導用リードの装着は認められない。

誤ったブリングセル告知作業の実行事例:

- 発見仮想遭難者と指導手間の終始実行される往来
- ブリングセル保持前の咆哮実行
- 目的意識を持たない発見仮想遭難者へ向かった誘導
- 保持しているブリングセルを落とした場合

フリー告知作業

フリー告知方法の実行例

- 指導手に飛付く、指導手を鼻で突く行為
- 仮想遭難者及び指導手に向かった咆哮実行
- 犬が指導手に対し明白なアイコンタクトを実行する

搜索戦略

審査対象となる搜索戦略評価に含まれる各部分には各 10 点配分されている。戦略に含まれる要素は、会場特性と形状を考慮した戦略、風向き、指導する犬の能力を把握した指導、被害を被った建物の搜索方法（投入方法、建物構造等を考慮）、仮想遭難者位置情報に基づく犬の活用方法、等。

「国内ジューガー競技会」や「IRO 世界選手権大会」開催に当たり、受験者総数やタイムスケジュール条件に応じて指導手による搜索戦略に関する審査上の要求を限定する事が可能とする。

適正試験 (RH-E)

告知作業課目及び仮想遭難者告知作業に付いて：告知作業継続時間は最低 20 秒間とし、仮想遭難者は「座った」又は「横たわった体」勢を取る必要がある。

「服従／熟練種目」に於いて受験犬は目の粗い、「小判型首輪」を装着する必要がある。

足跡追及試験 (RH-F) (A 及び B 段階共通)

足跡追及作業実施順番は足跡追及会場にて抽選にて選出される。

B 段階試験に用いられる足跡コース経路は明白な難度を誇る必要がある(例: 会場地面特性の変化、溝、農道、小道や道路の横断、等)。物品が配置されていない箇所に於いて受験犬が伏臥を実行し、指導手も物品発見を審査員に告ぐこと無く探索再開を声符発声によって促した場合、1 点減点とする。尚、犬が誤指示を実行し、指導手が誤指示を確認、認めた場合、「一物品に配分された点数」の減点とする。

申告時、指導手が指導する犬の仮想遭難者に対する告知方法が咆哮であると審査員に告ぎ、仮想遭難者発見時に於いて咆哮を実行せずに明白に仮想遭難者に向かった指示を実行した場合、当告知作業の持ち点は 50%減点される。尚、規程上指示された方角に向かった正確な咆哮を実行しない場合や仮想遭難者から一時的に離れた場合、当告知作業の最高評価は「B・評価」とする。他告知方法実行も同評価とする。

審査員は、足跡コースの最終方向変換後の作業持ち時間を実在する条件等を考慮して延長する権限を有する。足跡追及作業が中止された場合、救助犬指導手チームは担当審査員と共に最短距離にて追及会場を後にする必要がある。探索再開は認められない。新たな足跡コース使用に付いては担当試験審査員に決断権がある。

広域探索試験 (RH-FL) (A 及び B 段階共通)

広域探索実行中の指導手歩度は「常歩」に限定される。指導手は走ってはならない。

探索開始前に指導手には探索会場各側面特性が把握可能な略図が渡される。当略図を基に指導手は探索プランを立てる必要がある。探索作業開始前の指導手による探索対象会場の周回偵察行為は認められない。

指導手が仮想遭難者を発見した場合、受験犬が自由に探索を実行した末に該当仮想遭難者を発見、正確に告知作業を実行した場合は減点又は減評対象とならない。

「指導手によって審査員に対し報告されない犬が実行した告知作業は審査上「誤った実行」

と見なされるが、「誤告知」扱いとならない」、当定義の解釈と対処：犬が告知作業を実行したにも関わらず指導手が審査員に対し告知を告げなかった場合、審査員はその後適時に指導手に対し「続く作業の進行方法を判断する」為の助言が言い渡される。

受験犬が発見した仮想遭難者より 2m 以上離れた場合、「M-評価」とする。発見した仮想遭難者に対し短い告知を行い、その後指導手の元に戻る行動に出た場合、該当告知作業は 0 点と見なす。

配置された全仮想遭難者発見後に搜索作業を継続させるか否かは審査員判断に委ねられる。発見された仮想遭難者は配置された隠れ場を離れる必要がある。この場合、仮想遭難者を覆っていた毛布等も取り除かなければならない。

瓦礫搜索試験 (RH-T) (A 及び B 段階共通)

審査員は瓦礫作業審査に必要な防護衣類（特にヘルメット及び安全靴）を纏う必要がある。硫黄火、エンジン音、ハンマーや太鼓音や他音声効果を用いる誘惑設定は担当試験審査員と協議、決定した上で使用される。

受験犬が作業中、全試験要員は中立な態度を取り犬の作業に影響、妨害してはならない。告知作業実行後、発見した仮想遭難者へ他方からの犬の侵入、到達目論見行動実行は減点対象外とする。

受験犬が明白に仮想遭難者体臭を嗅ぎ当て、この行動を指導手が告知として審査員に告げずに、犬が他方から更に進入する行動を起こさずに仮想遭難者を一旦離れた後に、同仮想遭難者に対し新たに告知作業を実行した場合、告知作業の最高評価は「B-評価」とする。該当告知作業を継続中に新たな過ちが見受けられた場合、更なる減点対象となる。配置された全仮想遭難者発見後に搜索作業を継続させるか否かは審査員判断に委ねられる。

雪崩搜索試験 (RH-L) (A 及び B 段階共通)

使用後の雪中隠れ処には仮想遭難者の遺留品（毛布、リュックサック、等）はあってはならない。規定内にて定義されている「隠れ処の設置深さ」とは地面からの「上積み厚」を意味する。雪崩探知受信機の埋め込み深さは約 30cm とする。

水難救助試験 (RH-W) (適正、A 段階及び B 段階試験共通)

全水中要員及び乗船要員は全身ウェットスーツの装着が義務付けられている。

水中作業に用いられるハーネスは水泳補助機能を有しない規格品に限定される。

規程上の「25メートル」及び「40メートル・ライン」は水面上で目視可能なブイで設定される必要がある。

水中牽引用ロープ及び救出用浮輪装着ロープの先端は共に厚みを有する必要がある。

ボート操作要員以外に必ずロープを操作、監視する要員が乗船する。

ロープ操作時、手の負傷を予防する為、防護手袋装着を義務とする。

水中作業実行中の受験犬安全を確保する役割を担う者はサーフボードに乗った要員である。

尚、犬が作業実行中、緊急時以外この要員は一切動いてはならない。犬が泳ぐ必要がある二つの区間の順番は審査員によって決定される。

足跡追及、広域搜索、瓦礫搜索用「服従／熟練作業」

指導手による開脚姿勢実行は原則的に過ちとして見なされ、実施された試験課目の減点に繋がる。「声符及び指符の兼用」が認められる場合、指導手には「片方のみ」使用する権利がある。尚、兼用時には同時に使用する必要がある。

群衆：指導手が「八の字」を描く最中、審査員は全群衆要員を静止させる権限を持つ。

「遠隔操作による3姿勢」作業中、指導手が犬に姿勢を変更させる為に明白に誤った声符を使用した場合、当試験課目の評価は「M-評価」とする。

持来作業に用いられる「指導手使用物品」は抽選を行う前に試験審査員に提示される必要がある、原則的に手を加えずに即座に使用可能でなければならない。マタイ、玩具、等は「指導手使用物品」対象外とする。加工された物品（糸等で巻かれた手袋又は他合わされている物品）使用も禁止されている。

使用される水平梯子の各棧は左右梯子枠内に収まる必要がある、左右へ突起してはならない。受験犬前肢が共に最終棧に到達しない場合や犬が指導手によって最終棧到達後に梯子から降ろされた場合（両方見受けられる場合も含む）、規定上の減点対象となる。

「遠隔操作による方向変換」実行時、指導手は立ち位置を基本的に変更しない限り、犬を向かわせる各方向角に向かった方向付けを行う、片足を用いた動作をしても良い。

「中心地点」への到達が不可能な場合、当試験課目の最高評価は「B-評価」とし、「一テーブル」へ到達しなかった場合、当試験課目の評価は「M-評価」とする。

「状況下の休止」に於いて設定される休止位置は「遠隔操作による方向変換」に於いて用いられる器具やテーブル配置位置より最低10mはなれた位置に設定しなければならない。

休止中の誤った姿勢に対し「M-評価」とするが、常時落ち着いた態度で「停座」姿勢を維持する犬は「M-評価」、更なる姿勢変更が実行された場合は更なる減点対象とすべきである。

雪崩捜索試験（RH-L）専用「服従／熟練作業」

足跡追及、広域捜索及び瓦礫捜索の「服従／熟練作業」と共通する各課目や一般事項の注意点は当作業に於いても適応される。「第七」及び「第八試験課目」は嗅覚作業受験前又は後に他服従／熟練課目とは別に実施する事も可能とする（実行例：嗅覚作業会場への移動の際中に「足跡追尾歩行」試験課目を実施）。

水難救助試験（RH-W）専用「服従／熟練作業」

足跡追及、広域捜索及び瓦礫捜索の「服従／熟練作業」と共通する各課目や一般事項の注意点は当作業に於いても適応される。

各試験段階に於いて実施される「ボートの乗船」時の往復距離は共通して 50m で十分とする。「第八」及び「第九試験課目」は水難救助作業の前又は後に他服従／熟練課目とは別に実施する事も可能とする。